

和泉市農業委員会の委員募集要項

1 募集人数

14人（農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により農業委員の過半数は認定農業者）

2 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

3 身分

和泉市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

農業委員会等に関する法律第6条に定める所掌事務

具体的な活動内容(一例)

(1) 農地法に基づく農地の権利移動の許可等の許認可業務、農地の利用状況調査(農地パトロール)、利用意向調査

(2) 農地利用の最適化(担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)を進めるため、農地所有者や耕作者の意向把握、地域の協議の場への参加、農地中間管理機構と連携した活動

(3) 農業経営法人化の支援、複式簿記や青色申告の普及推進、農業者年金の普及推進、地域農業の状況を把握するための調査、制度・施策や農業経営の改善に役立つ情報提供(全国農業新聞・全国農業図書の普及等)

(4) 農地利用の最適化を効率的・効果的に実施するため、関係行政機関等への農地利用最適化推進施策に対する具体的な改善要望の提出(意見の提出)

5 委員報酬

月額 28,000円

6 推薦及び応募の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

(3) 和泉市暴力団排除条例第2条第2項に規定する暴力団員

(4) 和泉市暴力団排除条例第2条第4項に規定する暴力団密接関係者

(5) 和泉市職員

7 推薦及び応募に係る書類の入手並びに手続き等

提出書類は、和泉市農業委員会事務局の窓口又は和泉市のホームページから入手し、必要事項を記入した上で(2)の添付書類を添えて、郵送又は持参により和泉市農業委員会事務局までご提出ください。

なお推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

個人（農業者等3人以上連名）による推薦	様式第1号
団体（農業者が組織する法人又は団体）による推薦	
応募	様式第2号

注意：農業委員と農地利用最適化推進委員は兼ねることは出来ませんが、同時に推薦又は応募することは可能です。

(2) 添付書類

推薦を受ける者又は募集に応募する者の住民票（発行後3箇月以内のもの）

(3) 受付期間

令和8年1月5日（月）から令和8年1月30日（金）の午後5時15分まで[必着]

※持参される場合は、市役所開庁日の午前9時から午後5時15分までに提出してください。

※受付期間は延長する場合があります。この場合、受付期間終了日以降に和泉市のホームページ等により公表します。

8 選任方法

和泉市農業委員会の委員の選任は、和泉市農業委員候補者評価委員会を開催し、推薦を受ける者又は募集に応募する者の評価を行い、適當と認める者を議会の同意を得て、委員に任命します。（必要に応じて追加書類等の提出及び面接を行うことがあります。）

なお、選任結果については、推薦を受ける者又は募集に応募する者の全員に文書で通知します。

9 情報の公表

受付期間の中間及び終了後に、和泉市ホームページ等で以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人による推薦の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（団体による推薦の場合）の名称、目的、代表者又は管理者の氏名、構成員の数及び構成員たる資格等
- (3) 推薦を受ける者又は募集に応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況及び認定農業者等であるか否かの別
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦者が被推薦者を和泉市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が和泉市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦をうけた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (7) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数

10 提出・お問い合わせ先

〒594-8501
和泉市府中町二丁目7番5号
和泉市農業委員会事務局あて
Tel: 0725-99-8156